

税制上の優遇措置

法人の皆さま

損金算入にあたっては、「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」による方法があり、お申込みに際してどちらかを選択していただく必要があります。

● 特定公益増進法人に対する寄付金

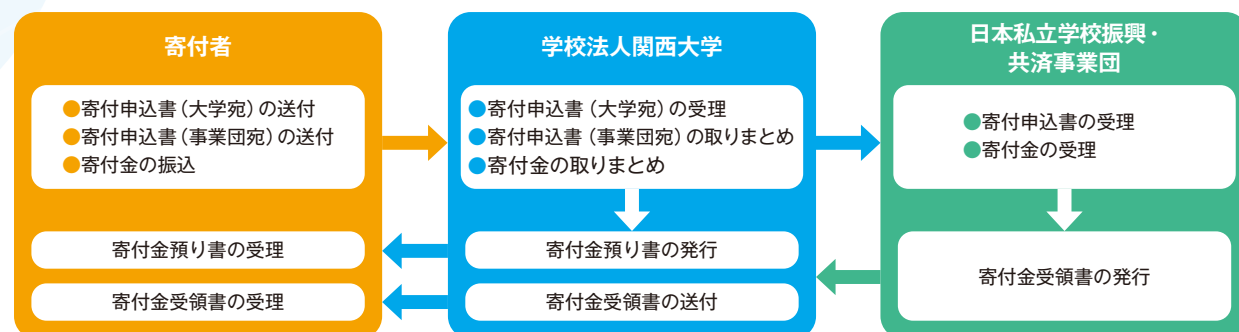
一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することができます。「払込取扱票（振込通知書）」に必要事項をご記入のうえ、お振込みください。

● 受配者指定寄付金

寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上、全額を損金に算入することができます。

日本私立学校振興・共済事業団宛に寄付の申込手続きをする必要がありますので、本学所定の「寄付申込書」のほか、事業団所定の「寄付申込書」を提出していただく必要があります。**受配者指定寄付金をご希望の場合は、専用の用紙をお送りしますので関西大学 社会連携部までご連絡下さい。**

受配者指定寄付金の流れ



- ①寄付金の入金を確認でき次第、本学発行の「寄付金預り書」を発行し、送付いたします。
- ②この寄付金は、本学から一旦事業団に入金いたします。
- ③事業団から「寄付金受領書（寄付者宛）」が発行され次第、本学を経由して送付いたします。

お願い

事業団が寄付金を受理した日が損金算入日となります。当該決算期に損金処理される予定の場合には、諸手続きの関係上少なくとも決算日の2ヵ月前までにお振込みいただきますようお願いいたします。
※お手元に事業団からの「寄付金受領書」が届くまでは更に2ヵ月程要しますので、お含み置願います。

個人の皆さま

文部科学省から所得税の「税額控除対象法人」及び「特定公益増進法人」の認可を受けておりますので、寄付者様にて「税額控除方式」または「所得控除方式」のいずれかのメリットの大きい方をご選択いただくことが可能です。

● 所得税の控除

〈課税所得500万円の方が10万円寄付いただいた場合〉

税額控除方式

下記の計算方法による「寄付金控除額」を、当該年の所得税額から差し引くことができます。（寄付金控除額は所得税額の25%を限度とする）所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において所得控除方式と比べ減税効果が大きくなります。

$$\text{【例】} \left(10\text{万円} - 2\text{千円} \right) \times 40\% = \text{39,200円}$$

or

所得控除方式

下記の計算方法による「寄付金控除額」を、当該年の総所得金額から差し引くことができます。所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合は減税効果が大きくなります。

$$\text{【例】} \left(10\text{万円} - 2\text{千円} \right) \times 20\% = \text{19,600円}$$

● 住民税の控除（本学を条例で指定した地方公共団体のみ）

住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

【関西大学を条例指定している地方公共団体：大阪府、大阪市、堺市、吹田市、高槻市】
※ご寄付をいただいた年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。

【例】大阪府吹田市に在住の場合

$$\left(10\text{万円} - 2\text{千円} \right) \times 10\% = \text{9,800円}$$

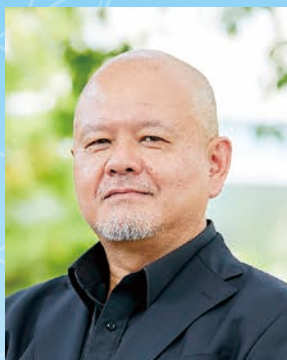
● 寄付金控除を受けるためのご留意点

- ・所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金税額控除の両方の適用を受ける場合は、ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。
- ・学校法人関西大学が設置している大学・高等学校・中学校・小学校にご子女が在学しており、いずれかの学校を別のご子女が受験中の場合は、文部科学省通知により、本学へのご寄付は寄付金控除の対象となりませんので、ご留意ください。
- ・本学の寄付金に対して、個人住民税の寄付金税額控除の対象と指定した地方公共団体から、条例などにより寄付者名簿の提出を求められる場合があります。その際は、寄付者の氏名・住所・寄付金額・寄付金受領日を記載した寄付者名簿を提出することになっておりますので、その旨ご了承ください。

関西大学 寄付型共創研究のご案内



学長メッセージ



関西大学学長
高橋 智幸

関西大学は、卓越した研究力を基盤とした「研究大学」として、専門性の高い教育と実践的な社会への貢献を推進してまいりました。関西大学の力の源泉は、まさに研究力にあります。

また、本学では、「学の実化」を学是として掲げております。これは、「大学は教育研究に実社会の知識や経験を取り入れ、社会は大学の学術研究の成果を取り入れることによって、『学理と実際との調和』を求める考え方」です。現代社会における課題は複雑化しており、その解決には学術と産業界の連携がますます重要となっています。こうした背景のもと、本学では、自由で開かれた学風を土台に、産学連携を積極的に推進しており、これまでに多くの成果を上げてまいりました。

そしてこのたび、こうした取り組みをさらに発展・加速するために、新たに「関西大学寄付型共創研究」制度を創設いたしました。この制度では、従来の研究奨励寄付制度に加え、企業等の名称を冠した研究室の設置や企業等からの人材を本学の研究者として受け入れることを可能としています。民間企業等の団体または個人の皆さまには本学の知見をより一層活用いただき、本学にとっても、社会との連携を一層強化し、研究・教育の多様性を高めることが期待されます。

さらに、本制度を通じて、研究と教育の一層の連動も目指しています。新たな知見が社会にどのように実装され、経済を動かし、人々にインパクトを与えていくのかを学生たちが間近に見聞きすることで、その価値を実感し、学びを深めていくことができると考えています。

本制度の趣旨にご理解賜り、ぜひ多くの皆さまに、この新たな「寄付型共創研究」制度をご活用いただければ幸いです。

関西大学寄付型共創研究制度の概要

寄付の目的を大学のリソースにより具現化

学部等の裁量・方針による 自由度の高い運営

- 研究施設の使用、設備の整備
- 企業等から研究者の受入れ（特命教員、招へい研究者）※
- 研究室名に企業等名を表示
- 企業からの研究者による研究指導等教育活動

※出向等による

目的・寄付



企業・団体、
個人等



大学

学部、研究科、研究所等に設置

<設置要件>

・研究期間:3~5年(更新可)

・寄付額:2,000万円以上/年間

「資金」「研究課題」「研究者」を大学に誘致
社会ニーズにこたえる課題設定（学の実化）

寄付型共創研究制度のポイント

- ✓ 民間企業等の団体または個人からの寄付金をもとに、本学に研究室を設置します。
- ✓ 寄付の目的を、設置学部・研究所等の独自の取り組みにより具現化します。
- ✓ 大学のリソース（知見・人材・施設設備）により、企業の事業としては展開が難しい長期的なテーマや、社会における理想像を追求します。
- ✓ 寄付者側の研究員が関西大学の一員（招へい教授又は招へい准教授）として、本学内で他の研究者と協同して研究活動を実施することが可能※1です。また、研究を通じて学生への指導（教育）に携わること、社会への貢献も果たすことができます※2。
- ✓ 共創研究の名称には、寄付者名を付すことができます※3。

※1 所定の審査が必要です。

※2 設置学部・研究所等との協議によります。

※3 設置学部・研究所等で承認された場合に可能。

お手続きの流れ

STEP1



お問い合わせ

本制度のご活用を検討の際は、関西大学 社会連携部までご相談ください。

担当者がヒアリングを行い、寄付者様のニーズに沿った研究者・受入機関をご提案いたします。

STEP2



お申し込み

担当者によるヒアリングの後、受入機関での審議の際に必要な情報を提供いただくため、申込書の作成をお願いいたします（詳細は担当者よりご案内します）。

STEP3



受入機関における設置審議

お申し込み内容に基づき、受入機関において共創研究の設置審議を行います。この際、必要に応じて追加の情報提供をお願いする場合がございます。

STEP4



寄付金のご入金

共創研究の設置決定後、寄付金のご入金手続きをお願いいたします。税制上の優遇措置については次ページをご参照ください。

申し込み
問い合わせ

関西大学 社会連携部

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

☎ 06-6368-1245 ✉ sangakukan-mm@ml.kandai.jp